

岩手県告示第 102 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ウイングフォー	盛岡市長田町 2 番 26 号	訪問介護カノン	盛岡市長田町 2 番 26 号	平成 19 年 1 月 22 日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ウイングフォー	盛岡市長田町 2 番 26 号	デイサービスカノン	盛岡市長田町 2 番 26 号	平成 19 年 1 月 22 日
特定非営利活動法人愛福社会	宮古市刈屋第 12 地割 3 番地	愛福社会指定通所介護事業所	宮古市刈屋第 12 地割 3 番地	平成 19 年 1 月 15 日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ウイングフォー	盛岡市長田町 2 番 26 号	訪問介護カノン	盛岡市長田町 2 番 26 号	平成 19 年 1 月 22 日

4 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ウイングフォー	盛岡市長田町 2 番 26 号	デイサービスカノン	盛岡市長田町 2 番 26 号	平成 19 年 1 月 22 日
特定非営利活動法人愛福社会	宮古市刈屋第 12 地割 3 番地	愛福社会指定介護予防通所介護事業所	宮古市刈屋第 12 地割 3 番地	平成 19 年 1 月 15 日